

平成 16 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 アルゼ株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 岡 田 和 生
役 職 ・ 氏 名
(登 録 銘 柄 コ ー ド 番 号 6 4 2 5)
問 合 せ 先 取 締 役 堀 義 人
電 話 番 号 0 3 - 5 5 3 0 - 3 0 5 5

訴訟の判決に関するお知らせ

大阪地方裁判所において株式会社S N Kプレイモアより提起されていた訴訟について、平成 16 年 1 月 15 日に下記のとおり中間判決が下りましたのでお知らせいたします。

記

1. 判決の内容

当社に対し(株)S N Kプレイモアより提起されていた以下の著作権侵害損害賠償請求訴訟等について、大阪地方裁判所は原告の主張を認める中間判決を下しました。

請求内容	原告	被告	訴訟概要	訴訟金額(千円)
損害賠償請求	(株)S N K プレイモア	当社	当社製品パチスロ機「クレイジーレーザーR」に関する著作権および商標権侵害	120,000
損害賠償請求		当社	当社製品パチスロ機「バクチョウ」に関する著作権および商標権侵害	2,400,000
著作権侵害差止等請求		当社	当社製品パチスロ機「クレイジーレーザーR」を題材としたゲームソフト「パチスロアルゼ王国6」に関する著作権侵害	438,600
著作権侵害差止等請求		当社及び 日本アミューズ メント放送(株)	当社製品パチスロ機「バクチョウ」を題材としたゲームソフト「パチスロアルゼ王国7」に関する著作権侵害	283,800
損害賠償請求		当社	当社製品パチスロ機「イレグイ」に関する著作権侵害	2,400,000

2. 経緯

本件は、当社が企画・開発・製造・販売した、パチスロ機「クレイジーレーザーR」・「バクチョウ」・「イレグイ」等の映像ソフトに関し、株式会社S N Kプレイモアがその著作権等を株式会社S N Kから譲り受けたと主張して、当社に対して総額約 56 億円の法外な損害賠償を請求してきたものです。これに対し当社は、上記製品は当社として販売を予定して開発していたもので、株式会社S N Kの社員を単に当社内で行っていた一部映像ソフトの開発に研修チームとして参加させていたにすぎないにもかかわらず、株式会社S N Kがこれらソフトの著作権等があたかも自社に帰属するかのように主張した上、破産管財人をして株式会社S N Kプレイモアへ売却したように装ったものであり、これらの行為は当社に対する悪質な業務妨害に該当すると反論していました。

3. 今後の見通し

本判決は権利の帰属及び侵害に関する中間判決ですが、明白な事実誤認であり、終局判決後直ちに控訴する予定でございます。尚、損害賠償金額を確定させる為の損害論の審理は今後開始されるため、今回の判決による当社の平成 1 6 年 3 月期の業績への影響はございません。

以上